

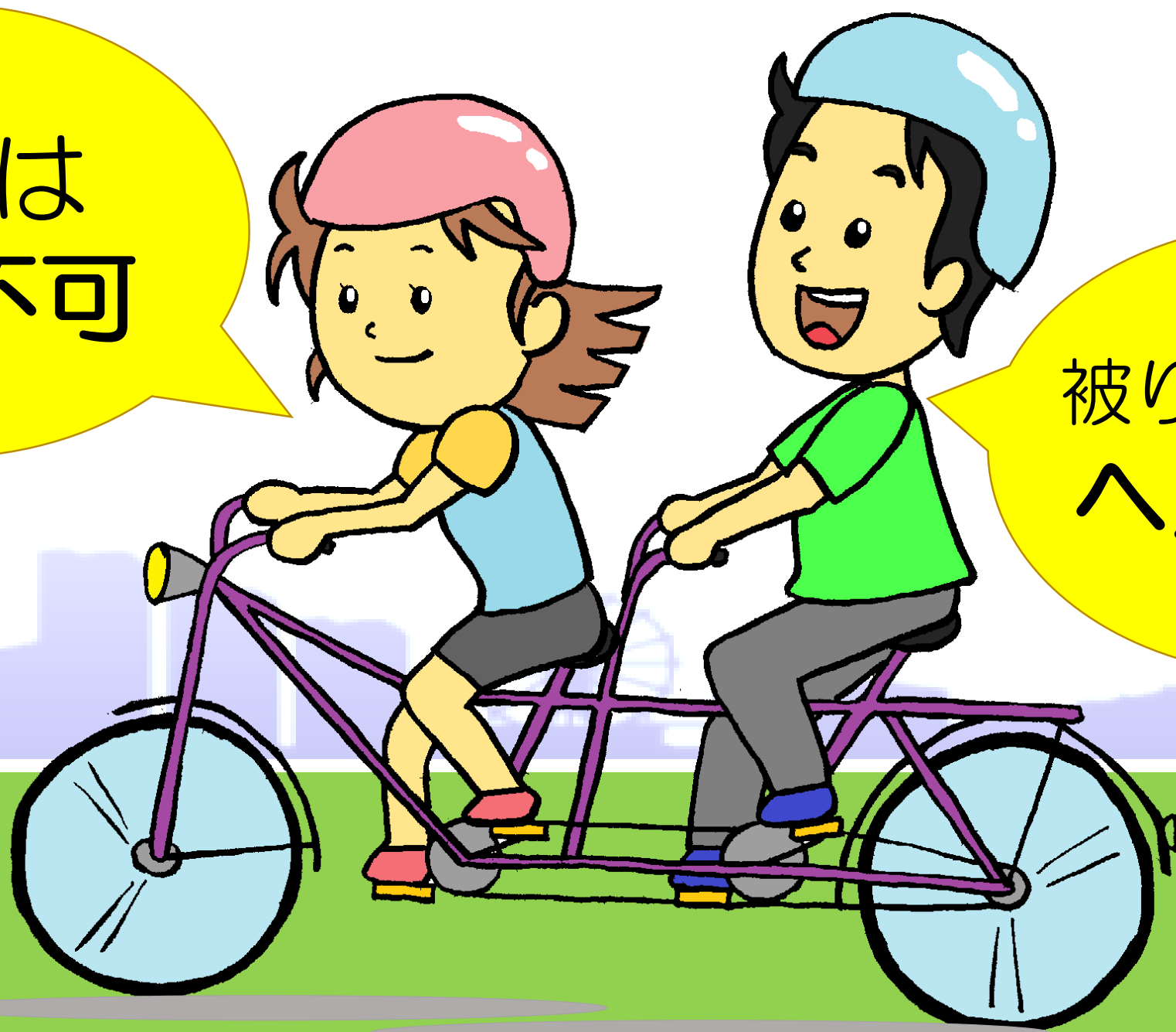
令和5年
4月1日
施行

神奈川県内で タンデム自転車に乗れます！

神奈川県道路交通法施行細則の一部が改正され、
県内でタンデム自転車の走行が可能となりました！

歩道は
通行不可

被りましょう！
ヘルメット



※タンデム自転車
二人以上の乗車用装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車

タンデム自転車で走行するときは・・・

- スピードの出しすぎに注意しましょう！
2人でペダルをこぐためスピードが出やすくなります。安全な速度で走りましょう。
- 自転車保険の加入を確認しましょう！

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務となっています。



神奈川県警察

タンデム自転車の交通ルール

タンデム自転車は、一般の自転車（普通自転車）と異なる交通ルールがあります！交通ルールを確認し、安全に利用しましょう！

タンデム自転車の交通ルールその1



歩道は
通行できません！

車道の左側端、道路左側の路側帯、自転車専用通行帯などを通行しましょう。



「自転車及歩行者専用」標識

この標識がある歩道も通行できません。

こんなところも通れません！

～補助標識による通行不可～



自転車を除く
車両進入禁止



自転車を除く
車両通行止め



自転車を除く
一方通行



「自転車を除く」の補助標識があってもタンデム自転車は除かれませんか！

タンデム自転車の交通ルールその2

タンデム自転車もヘルメットを被ろう！



ヘルメットを
被ろう！

改正道路交通法により、全年齢を対象に自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。



ワンポイントアドバイス

①青信号に従って直進し、向きを変える。②対面の青信号に従って直進する。



交差点の二段階右折です！

交差点での右折は普通自転車と同じように「二段階右折」をします。

